

意見陳述

2024年3月13日

部落解放同盟埼玉県連合会

部落解放同盟埼玉県連合会を代表して意見を述べます。とくに強調したい点を4点に絞って述べます。

1. 被差別部落であることを暴露する「部落探訪」は、差別意識をかき立て、平穏な生活を脅かし、身元調査の材料として悪用される

まず第1点目は、被差別部落であることを暴露する「部落探訪」は、被差別部落に対する差別意識をかき立て、平穏な生活を脅かし、身元調査の材料として悪用されるということです。

被告は、「部落探訪」と称して埼玉県内各地の被差別部落の家並みや個人の住宅、表札、墓地や墓誌名などを写真や動画で投稿しています。これについて被告は、「部落探訪」は単なる風景や街並みを撮影した写真や動画であり、差別だというのは部落解放同盟の言いがかりだと主張していますが、しかし、被告は、ここが「〇〇」という地名の被差別部落であるということをごとさら強調しており、見るものに「この地域はほかのところとは違う地域」「普通の人とは違う恐い人たちが住んでいる地域」という差別意識をかき立て、誤った偏見を植え付けます。

また、「部落探訪」は、掲載された地区に住んでいるものの平穏な生活を脅かします。それは東京高裁の判決が示すように、現に住んでいるものだけではなく、過去に住んでいた者やそこにルーツを持つ親戚にも及びます。「部落探訪」の公表によってルーツをもつものすべてが、いつか被差別部落の出身であることを暴かれて忌避・排除されるのではないかと不安感を抱き、おそれに怯え、平穏な生活を脅かされます。

さらに「部落探訪」は、身元調査の材料として悪用されます。1975年に被差別部落の地名リストである「部落地名総鑑」が摘発されましたが、「地名総鑑」は結婚や就職の際の身元調査のために作成され、利用されてきました。法務省はこれを回収したうえで焼却処分しましたが、「部落探訪」もこの「地名総鑑」と同じように被差別部落の地名をさらす身元調査の材料として悪用されます。いや、むしろ画像や映像つきで「被差別部落」を公表している分、身元調査の材料としてはより具体的で悪質です。被告は、すでに353カ所（3月10日現在）

をインターネットに掲載していますが、それは身元調査の材料を大規模かつ無制限にばらまいたに等しく、被差別部落に与える被害は計り知れません。

2. 「部落探訪」は、出版を差止められたことに対する被告の報復行為である

2点目は、「部落探訪」の掲載は、出版やネット掲載を差し止めた東京地裁、東京高裁の判決、また法務省の「説示」などの行政指導に対する被告の報復行為であるということです。

「全国部落調査・復刻版」及び「部落探訪」に対して東京法務局は2016年3月29日、被告を呼び出して「インターネット掲載は、不当な差別的取り扱いをすることを助長し、又は誘発する」としたうえで「直ちに中止しなさい」と「説示」をおこないましたが、被告はまったく無視しました。また、法務省は2018年12月27日、「インターネット上の同和地区に関する識別情報の適示の立件及び処理について」という依命通知を発出しました。この通知は被告の「全国部落調査」や「部落探訪」を念頭において出されたもので、「部落差別の歴史的本質を踏まえると、同和地区に関する識別情報の適示は、目的の如何を問わず、それ自体が人権侵害のおそれが高い、すなわち違法性のあるもの」で、「原則として削除要請等の措置の対象とすべきものである」としています。しかし被告はこの通知もまったく無視して、挑戦的な態度を続けています。

また東京地裁は「全国部落調査」裁判で2021年9月27日に「ウェブサイトへの掲載、書籍の出版、出版物への掲載、放送、映像化（いずれも一部を抽出しての掲載等を含む。）等の一切の方法による公表をしてはならない。」という判決を出しましたが、被告はまったく従いませんでした。東京高裁が昨年6月28日により厳しく出版とインターネットへの掲載を差し止める判決を言い渡しましたが、これにも従おうとしていません。

このように被告は、判決や行政指導をことごとく無視したうえで執拗に「部落探訪」の掲載を続けていますが、これは裁判所の判決を無視する法治国家への挑戦です。

問題は、「部落探訪」が、裁判所の判決によって「全国部落調査」を差し止められたことに対する彼の報復行為であるということです。被告は「部落探訪」100回目（2018年11月19日）の投稿で、仮処分で「全国部落調査」が出版できなくなったので、それに代わるものとして「部落探訪」の掲載を続けていることを自白しています。「部落探訪」は、裁判所の判決や法務省の行政指導に対する報復手段なのです。こんなことが許されるのでしょうか。

3. 「部落探訪」は、社会的な批判に対する挑戦である

3点目は、「部落探訪」の掲載を継続させている被告の行為は、削除を求める社会的な批判に対する挑戦であるということです。

この「部落探訪」に対して現在、全国各地で削除を求める動きが高まっています。埼玉では、被告によってこれまで13市の19地区が「部落探訪」に曝されました。これに対して地方自治体がつくっている7つの協議会（北足立郡市町同和対策推進協議会、埼玉葛郡市人権施策推進協議会、北埼玉地区同和対策協議会、入間郡市同和対策協議会、比企郡市人権政策協議会、秩父郡市同和対策推進協議会及び大里郡市同和対策協議会＝計53市町村）が削除を求めてさいたま法務局やその支局に要請書を提出しました。このうち個人原告がいる大里郡市同和対策協議会は、掲載された2019年から毎年、さいたま地方法務局長に対して、同記事の削除を要請しています。他の6つの協議会も同様に毎年削除要請を行っています。

また2023年に入ってから、掲載された13市のうち11市の市長・副市長がさいたま地方法務局ないし同支局に直接赴き、「部落探訪」の削除要請を行っています。2023年6月15日には狭山市長、入間市長及び日高市長、同月28日には川越市長、坂戸市長及び鶴ヶ島市長、同月29日には志木市長、同年7月26日には加須市長、同年8月3日には熊谷市長、同月22日には白岡市長、同年10月12日には川口副市長が、さいたま地方法務局長に対して、市内の地域が「部落探訪」に掲載されていることを伝え、すみやかに削除要請するように要請文を手渡しています。いずれの市長も、被告の「部落探訪」によって市民の基本的な人権が侵害され、また差別が助長されるという強い怒りを込めて削除を求めています。

ところで埼玉県では、2022年7月7日に、埼玉県議会が「埼玉県部落差別の解消の推進に関する条例」を可決しました。同条例は、第3条で、①図書、地図その他の資料の公表又は流布、②インターネットの利用による情報の提供、③結婚または就職に関しての身元の調査、④土地建物等を取引の対象から除外するための調査、⑤その他の行為により、部落差別を行うことを禁じましたが、この県条例が制定されたのは、被告の「部落探訪」が契機になっています。すなわち「部落探訪」を見た多くの県会議員のあいだに「こんなひどい行為は放置できない」という声が沸きあがり、条例制定につながったのです。

いっぽう2022年11月30日には、動画投稿サイトYouTubeを運営するGoogle社が、被告が運営するYouTubeチャンネル「神奈川県人権啓発センター」に投稿されていた170本余りの動画を削除しました。Google社は動画を削除した理由について、「ヘイトスピーチなどから利用者を守るガイドラインに違反しているため」と説明しています。

以上のように、現在さまざまな分野で「部落探訪」の削除を求める動きが出ていますが、被告はこれらの声をまったく無視し、「部落探訪」の投稿を続けています。「部落探訪」は明らかに削除を求める世論への挑戦にほかなりません。

4. 部落解放同盟埼玉県連に被害者の代弁者として権利を行使することを認めるべきである

4点目は、「部落探訪」によって被害を被っている会員や被差別部落住民の権利を守るために、部落解放同盟が代弁者として権利を行使することを認めるべきだと考えます。

「全国部落調査・復刻版」裁判では、東京地裁と東京高裁は団体としての部落解放同盟の権利侵害を認めませんでした。今回、私たち部落解放同盟埼玉県連は、団体として原告になりました。その理由は二つあります。

(1) 部落解放同盟の目的と役割

ひとつは、部落解放同盟埼玉県連は被差別部落住民の権利を守ることを目的に結成された団体である以上、今回、「部落探訪」によって埼玉県内の広範囲にわたって会員や被差別部落の住民が人権侵害を被っている事態に直面して、被害を受けている者のために権利を行使することができると考えます。

私たち部落解放同盟埼玉県連は、埼玉県内の被差別部落民をもって構成する大衆団体ですが、その構成員（会員）の権利利益を守ることを目的にして活動してきました。ところが現在、被告の「部落探訪」によって県内各地の地域が被差別部落であることを暴露され、それによって会員や地域の住民は平穏な生活を脅かされ、不安に脅えています。その恐れや不安は原告になった特定の個人だけでなく、暴露された地区すべての住民に及びます。

埼玉では被告によって13市で19地区が曝されましたが、13市のうち8市（熊谷市、狭山市、加須市、川越市、深谷市、白岡市、本庄市、坂戸市）には部落解放同盟の支部があり、また支部はないけれど鶴ヶ島市には会員がいます。この関係地区の住民はいつか被差別部落の出身であることを暴かれて忌避・排除されるのではないかと不安感を抱き、おそれに怯え、平穏な生活を脅かされています。いっぽう、部落解放同盟埼玉県連合会は会員及び被差別部落の住民の権利を守ることを目的にして結成され、戦前から今日まで一世紀にわたって活動を続けてきました。部落解放同盟のこの目的や役割から考えれば、部落解放同盟埼玉県連には、被害を受けているものの代弁者として権利を行使することが認められるべきだと考えます。

(2) 個人のリスクを最小限にするために団体が原告になる

二つ目の理由は、部落差別の実態を考えると、個人が原告になるのはあまり

にもリスクや負担が大きすぎるため、被害者の代弁者として訴えることが認められるべきだと考えるからです。

今回、13市19地区のうち個人原告になったのは熊谷市中条支部の支部長だけです。本来であれば「部落探訪」で暴露されたすべての地区の被害者が原告として加わり、「部落探訪」の削除等を求めるのが筋ですが、そこには部落差別にかかわる大きな障壁が存在しています。

その一つは、被告によるさらなる暴露への警戒です。被告はこれまでも裁判所の決定を無視して戸籍を含んだ裁判資料のすべてをネットに暴露してきました。そのためにほとんどの被害者はさらなる暴露を危惧し、原告になることを躊躇しています。

もう一つは、原告になることで家族や親族が被差別部落の関係者だということが知れ、将来差別を受けるかもしれない危険への警戒です。「部落探訪」による暴露に対しては、埼玉県下のどの地区でも強い怒りが沸き起こりました。しかし、どの人にも子どもや孫、親戚縁者がおり、大半の家族や親族は、被差別部落を出てさいたま市や東京や横浜などに住んでいます。ところが裁判の原告になれば、なにかの拍子にそれが結婚相手や会社に伝わらないとも限りません。それによって、これらの親族が将来、被差別部落出身者だと知られることになり、結婚や就職で不利な扱いや差別を受けることが心配されます。このためどの人も原告になることを躊躇しています。原告になることで、将来、子どもや孫、あるいは親戚縁者が被差別部落出身であることを暴かれ、差別されることを恐れているのです。この声をあげられない同盟員や住民の代弁者として、私たち部落解放同盟が原告になりました。

以上、申し上げましたが、「部落探訪」によって被害を被っている会員や被差別部落住民の権利を守るためには、個人に権利行使を委ねるばかりではなく、部落解放同盟が代弁者として権利を行使することを認めるべきだと考えます。

以上

意見陳述書

2024年3月13日

さいたま地方裁判所第2民事部 御中

私が熊谷市上中条に住んでから46年が過ぎようとしています。また、地元の部落解放同盟中条支部に加盟し活動してきましたが、1999年支部長に就任して以来、25年になります。

2019年1月7日、友人から「池田さんの地元が『部落探訪』に載っているよ」と言われました。そのときまでに、私は、被告が「全国部落調査」をインターネットに掲載したことや「復刻版」を出版しようとしたこと、部落を訪ねて写真を撮影してインターネットにさらしていることについては知っていました。

インターネットで検索すると、示現舎名のブログに、「差別をなくそう・部落探訪(106)埼玉県熊谷市上中条」のタイトルで、記事がありました。写真21枚が掲載され、集会所が2か所、個人宅、自動車のナンバー、会社の看板、地域内の墓地、産業廃棄物の投棄された場所などが写されていました。私の家も4枚の写真に映り込んでいました。説明文もつけられており、「まず目についたのが不法投棄」とか「不法投棄されている場所が多い」とか、墓石に書かれた名字

や集会所の中の名簿に掲載されている名字を特定したりしていました。地域においてどのような名字が部落民かを晒し、産廃の不法投棄という悪いイメージを拡散するものでした。

私はこれを見て、とても衝撃を受け、大きな憤りを覚えました。自分が長年住んでいる地域が不当におとしめられただけでなく、「部落」と特定されてインターネットに掲載されたのです。

タイトルには「差別をなくそう」と入っていましたが、実際は差別を助長・拡散しているばかりです。これは何とかしなくてはならないと思い、地元の支部の会議でこのことを報告しました。住民はみな大きなショックを受けていました。

2019年7月に開催された「熊谷市同和対策審議会」で、この問題を提起しました。この審議会は、市長の諮問機関で、住民や人権擁護委員、教育長、市立小中学校校長など15名の委員で構成されています。その会議では地元のほかの運動団体の委員も「あれはひどい、許せない」と言っていました。住民全体にとっての大問題です。

審議会での審議をふまえ、熊谷市役所は加盟する大里郡同和対策推進協議会会長名でさいたま地方法務局に削除要請を行いました。その後毎年、削除要請を続けてきましたが、記事は削除されませんでした。

2022年11月、グーグル社によりユーチューブに投稿された「部落探訪」

の動画約170本が削除されたことを新聞報道で知りました。私たちの部落の記事も削除されたかと期待しましたが、削除されたのは動画だけで、示現舎のホームページの記事は削除されませんでした。

私の地元の部落が掲載された後も、県内各地で「部落探訪」にさらされる被差別部落が相次ぎ、全県的に問題が広がりました。

「全国部落調査」事件の高裁判決が出た後、もうこのままにはしておけないということになり、解放同盟埼玉県連内でも話し合い、削除のための裁判を起こすしかないということになりました。

ただし、個人が原告になる必要があるとのことでした。原告になれば、被告に個人名が伝わります。「全国部落調査」事件のときには、原告になった人の個人情報「解放同盟関係人物一覧」に書き込まれるということがありました。情報をさらすな、と求める裁判なのに、原告が守られるわけではないということは、私たちにもよくわかっていました。支部でも話し合いを持ちました。参加者からは、口々に「あれはひどい」、「何とかしなければ」という声が上がりました。誰もがその点については一致していました。しかし、原告になることにより、自分が被差別部落出身であることが知られるだけではなく、家族、特に子どもや孫の世代が差別されることが危惧されるため、原告に名乗りをあげるることについては一様に躊躇がありました。様々な議論がありましたが、誰かが原告にならねば、

今の状態が放置されたままになることから、支部長である私が原告になることにしました。

私の場合も、提訴後に、他県で暮らす子どもから連絡があり、「父が原告になったことを勤務先に知られるかどうか心配」という話がありました。

被告や示現舎は、「全国部落調査」事件の地裁、高裁の判決や法務局の説示にも従わず、いまだに被差別部落を特定するような情報をインターネット上にさらし続けています。「部落探訪」も名前を変えてネット上に掲載され続けているうえ、益々増え続けています。埼玉県内では地元の首長などが直接法務局に削除要請しても、削除はされず、今でも13市町19か所の被差別部落がさらされ続けています。このままでは地元住民は厳しい差別の中、いつこの情報が悪用され部落差別にあうのか、安心して暮らしていけない状態であります。現在のIT社会の中で、インターネットやスマホは子どもも多くが使用しており、誰もが見られる状態に差別情報がさらされている現状は、許しがたいものであります。

今回、私が原告となりましたが、この裁判に勝利することによって、「部落探訪」でさらされている全国各地の動画・写真や記事が早期に削除されることを期待しています。また、二度とこのような行為ができないような「法律」の制定も願っています。

以上